

解説 消費税転嫁対策特別措置法

円滑かつ適正な価格転嫁をサポート

平成26年4月及び平成27年10月に2回にわたり消費税率が上げられる予定ですが、この引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「転嫁対策特別措置法」)が成立しました。転嫁対策特別措置法は、同年10月1日から施行され、平成29年3月31日まで適用される時限立法です。

転嫁対策特別措置法は、主に、4つの「特別措置」と「国等の責務」が規定されています。それぞれについてポイントを解説します。

なお、本記事で使用する図表は、小冊子「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」から引用しております。同小冊子は、転嫁対策特別措置法について、わかりやすく解説しておりますので、併せてご覧ください。(日商HPからダウンロードできます。)

http://www.jcci.or.jp/sme/2013/0628152937.html)

減額・買いたたき等が禁止されます

1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正

転嫁対策特別措置法では、「特定事業者」が、平成26年4月1日以後に「特定供給事業者」から受ける商品または役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為をするものを禁止しています。

規制の対象となる「特定事業者」は次の2つです。

①「大規模小売事業者」
②「資本金の額等が3億円以下である事業者」等から継続して商品または役務の供給を受ける「法人である事業者」(大規模小売事業者を除く)

一方、保護される「特定事業者」は次の2つです。

①「特定供給事業者」は、この資本金の額等が3億円以下である事業者等となります。また、禁止される転嫁拒否等の行為は、次の4類型となります。

①減額、買いたたき
②減額、買いたたき(減額の例) 本体価格に消費税を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税率の全部または一部を事後的に対価から減じること。

③「買いたたきの例」 原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること。

④購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制(購入強制の例) 消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にデイナーショーのチケットを購入させること。

③「転嫁価格」の交渉の拒否(例) 転嫁価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること。

④「報復行為」

2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正

転嫁対策特別措置法では、消費者に誤認を与えたり、競争する小売店の転嫁を阻害したりしないようにするために、事業者が、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品または役務の取引について、次の3つの表示を行うことを禁止しています。

①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示(例)「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担しています」

②取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの(例)「消費税率上昇分値引きします」

③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、②の表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの(例)「消費税相当分、次回ご購入に利用できるポイントを付与します」

3 価格の表示

いわゆる小売段階において、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等に、取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。これを「総額表示義務」といいます。転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者

に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

特定事業者が、違法な転嫁拒否等の行為をした場合、公正取引委員会、主務大臣、公正取引委員長が必要な指導・助言を行うとともに、公正取引委員会が勧告を行うい、その旨を公表します。

①外税表示
まず、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているとき」に限り、税込価格を表示することを要しない、つまり、外税表示が認められるようになります。

ただし、消費者への配慮の観点から、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならぬとされています。

「転嫁カルテル」や「表示カルテル」が認められます

4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為

転嫁対策特別措置法では、事業者または事業者団体が公正取引委員会に届出をすれば、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品または役務の供給について、独占禁止法の例外として、「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」が認められます。

①「転嫁カルテル」とは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のこと

②「表示カルテル」とは、事業者が自主的に定めている本体価格に消費税額を上乗せする旨の決定方法の決定に係る共同行為のこと

③「表示カルテル」は、消費税額に消費税額を乗せし、計算上生じる端数を、切上げや切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

④「表示カルテル」は、消費税額に消費税額を乗せし、計算上生じる端数を、切上げや切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

⑤「表示カルテル」は、消費税額に消費税額を乗せし、計算上生じる端数を、切上げや切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

5 国等の責務

転嫁対策特別措置法では、国等の3つの責務が次の通り明記されています。

①国の国民に対する広報の徹底(消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるといった消費税の性格及び政府の転嫁に関する取組)

②情報の収集、通報した者の保護等に関する国の万全の措置

③調査、監視を行うための国及び都道府県の万全の態勢の整備(先行して6月15日から国等の態勢の整備が始まっている)

2級福祉住環境コーディネーター 検定試験対策セミナー開催

10/8(火)・11日(金)・15日(日)・18日(金)・22日(火)・25日(金)の6回コース
午後7時~午後9時30分

大熊信成 氏
(佐野短期大学総合キャリア教育学科教授)

建築分野・金曜日
竹内幹夫 氏
(一級建築士)

受講料 6千円(テキスト代別)

※福祉住環境コーディネーター

福祉住環境コーディネーター検定試験 2級対策セミナー

講師 河辺 よしろう 氏
日時 平成25年9月24日(火) 午後2時~午後4時
会場 当所3階大会議室
定員 50名 受講料 無料

~中小企業が消費税増税で時代を生き抜く為に必要なこと~

消費税増税をビジネスチャンスに変えるセミナー

「消費税増税は大変だ!」と言っていてもビジネスは成長しません。「大変」は「大きく変わる」チャンスととらえて、今一度あなたの会社のビジネスモデルを確認して消費税増税の時代に合わせた儲けの仕組みを考えてみましょう!

講師 ランチェスターマネジメント株式会社 代表取締役 河辺 よしろう 氏

日時 平成25年9月24日(火) 午後2時~午後4時

会場 当所3階大会議室

定員 50名 受講料 無料

詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

小規模企業共済制度

平成23年1月から、個人事業主の「共同経営者」も加入できます! 一事業主につき「2名」まで。

事業主 共同経営者 事業主 共同経営者

加入できない 2名まで加入できる ※詳しくは下記連絡先まで

1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば...

2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。

3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)

共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度のお申し込みは **佐野商工会議所**

〒327-0027 栃木県佐野市大和町2687-1
TEL. 0283-22-5511 FAX. 0283-22-5517

共済制度の運営機関 **中小企業基盤整備機構**

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
共済相談室 TEL 050-5541-7171
URL http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html

人事・労務のスペシャリストである **田村社会保険労務士事務所**

社会保険労務士4名が万全の体制でサポートいたします! **電話 0283-27-2677**

助成金を活用したい 社会保険の手続き代行 就業規則の作成・見直し 労災・年金などの相談 給与計算・勤怠管理の代行 年金事務所、労基署の調査も対応します!

e-mail jinji@tamura-sr.jp HP 田村社会保険労務士 検索

〒327-0831 栃木県佐野市浅沼町801

市役所(東仮庁舎)から徒歩1分!

太陽光発電、省エネ対策のことなら昭和電機へ!

佐野市で創業85年の信頼実績のある企業です。地球にやさしい電気の手順な使い方をアドバイス致します。

太陽光発電システム LED照明

■ 太陽光発電システム
■ LED照明
■ エアコンクリーニング
■ 自家発電設備
■ モーターメンテナンス

SHOWA 佐野市植野町1858
TEL 0283-22-3166(代)
昭和電機株式会社 FAX 0283-23-2131
URL http://www.showaelc.co.jp E-mail: info@showaelc.co.jp

Hotel Mariage Sensui **婚活イベント**

結婚式場だから! 出会いから結婚式まで完全サポート 安心した出逢いを提供します。

会食パーティー(昼) 9/29(日)・10/20(日)・11/24(日)

ご紹介やインターネットでの検索で 全国対応、35000人からご紹介出来ます。

詳しくは! **お試し会員募集中!**

ホテルマリアージュ仙水

ご予約・お問合せ **080-3207-8280** (担当: 早川)
Mail: otoiwase@marriage-sensui.com

検索 **マリアージュ仙水 結婚相談**

さの商工ニュース広告募集

●1コマ 1ヶ月 6,300円

●1コマ タテ約51mm ヨコ約65mm

お問合せは当所業務課(Tel: 22-5511)まで

はんこ専門店

実印・銀行印・みとめ印・会社設立印・ゴム印 厄除印(特別祈願印材使用)・シャチハタ印取扱店

誠美堂

佐野市堀米町3946-19(旧キンカ堂東)

TEL 23-3168・FAX 23-3866
http://www.16.ocn.ne.jp/~seibido/